

ID: 30

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町図書館条例 第7条第1項(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例 規 番 号	平成3年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用料金)</p> <p>第7条 図書館資料の複写をしようとする者は、次条に規定するところにより利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項に規定する利用料金を自己の収入とすることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日